

日蓮聖人遺文に見られる「逆罪」について

原 慎 定

一 問題の所在

日蓮聖人は、罪の問題として誑法ということを強調された。すなわち聖人の忍難弘教の生涯は、「国中之誑法」(1)の充満という現状認識から出発し、さらには「日本国の一切衆生」(2)をこの罪の状態から救済することを究極目的とされたのである。ただ、誑法という罪には、聖人の折伏的態度に見られる教条主義的傾向にとらわれると、机上の罪悪感(3)とも解釈できる一面がある。しかし既に指摘されているように、聖人における誑法とは、一般論として法を誑ることではなくて、本質的な意味で仏陀釈尊の御意に随順するか否かという問題であり、直ちに成仏か不成仏かの結論に関わる根源的な課題であった(4)。つまり結論的に言えば、聖人における罪とは仏陀釈尊への背反行為という、純粹なる宗教的次元に関わる問題であったと考えられるのである。

ところで、基本的な意味で「罪」という語はどのような概念をもつのであろうか。『宗教学辞典』(5)によると「一般に規範にそむく行為」と定義づけられ、内容上、法律的・道徳的・宗教的という三つの範疇に区別されている。そして現代においては、宗教的世界観が崩壊し宗教的規範の拘束力が弱くなるにつれて、宗教的な罪の意識も稀薄になりつつある(6)といわれる。また一方、日本の過去の思想史を振り返ると、日本人にはもともと宗教的な罪の意識は乏しく、人間関係に即した道徳的な信頼関係に対しては鋭敏であった(7)とも考えられている。すると、このような社会的及び歴史的背景の上で聖人の罪認識を理解し、さらに我々の意識に内面化しようとすることは非常に困難なことであるかもしれない。

しかし私は、聖人の立たれた認識に一步でも近づくとを念願とし、模索を続けることが宗教学研究の基本的立場であると考ええる。そして、聖人によって描き出された

法華經的世界觀を真に理解するためには、このような罪の問題を見過ごすことはできないと思うのである。

そこで小稿では、このような問題意識から改めて聖人における罪とは何かという問題を考えていくための基礎的作業として、まず遺文中から罪に関する用語の抽出と整理をおこない、次にこれらの語がどのような意図で用いられているかという観点から若干の考察を試みるものである。

二 「罪」の用例

日蓮聖人の遺文を「罪」という用語に留意しながら通読すると、その用例には多種多様なものがあることを知る。そこでまず、それらの用例に見られる特徴に注目しながらこれを整理すると、次のような分類が考えられる。

- (1) 「謗法の罪」(8)、「法華經誹謗の重罪」(9)、「罵_レ持經者、罪」(10)等のように、聖人が末法における宗教的な罪として強調されたもの。
- (2) 「五逆罪」「三逆罪」「七逆罪」等のように、仏道修行の上で聖道を妨げる行為として重い罪とみなされるもの。
- (3) 「殺生・偷盜・邪淫・飲酒の重罪」(11)等、日常的

な事柄に即して立てられた十善戒及び十重禁戒等の戒律を犯すことを罪とみなされたもの。

- (4) 「世間の罪」(12)、「世間の輕罪」(13)等のように、仏法における罪と対峙して、世俗倫理の次元で、罪を包括的に表現されたもの。

- (5) 「罪業」「罪報」等のように三世にわたる業の思想と関連する罪の熟字。

- (6) 「罪人」「罪身」等のように、惡道に墮すべき罪の行為の主体者、あるいは過去の罪によって現実に苦果を受けている者を指す用語。

- (7) 「流罪」「死罪」「斬罪」等、法律上の刑罰に関する用語。

- (8) 「罪」「罪過」の一語で、過失、あやまち等の概念を有し、抽象的な責任の觀念を含む用例。

以上のように、遺文中の「罪」の語には多様な用例が見られる。聖人における宗教的な罪が(1)の謗法の罪に集約されることは前に述べた通りであるが、そのほかの具体的な用例の中には、特に(2)に挙げたような数種の「逆罪」という用語が見られることを知るのである。

そこでこの小稿では、末法における根本的な罪を「謗法」とみなされた聖人が、一方でこれらの「逆罪」に関

してはどのように考えられていたのか、ということを一つの問題として設定したい。つまり、こうした意図の下で考察を進めた時、これらの「逆罪」といわれるものが、謗法の罪との関わりの上でどのような意味をもつものであるのか、ということがより判然としてくると考えるのである。

三 「逆罪」とは

「逆罪」とは、『仏教語大辞典』(14)によると「理に背いた極悪の罪科で、これだけで無間地獄に墮する」ものとされ、「普通は五逆罪を指す」といわれる。そして聖人遺文の中では、「逆罪」(15)、「大逆罪」(16)、「逆重罪」(17)という用例が見えるほか、

- ①「五逆罪」(二五四、四四六、五四五、一一〇三、一八二七、一八四六、二五三四、二九七九頁)(18)、
「五逆」(二二三、三三一、三三八、三九九、四九〇、八八七、九二〇、九三七、九五六、九八三、一〇三〇、一四七二、一五四二、二二八七頁)(19)
②「三逆罪」(六三九、九九二、九九六、一一五九頁)
「三逆」(四〇〇、六七五、九三六、一七六〇頁)
③「七逆罪」(三三五、三六四頁)、「七逆」(一〇九、

五八九、一三三六、二三三九頁)

④「八逆罪」(三五頁)、「八虐」(九二二、一三三五、二三三八頁)

⑤「二十逆罪」(三五、七九五、二〇五〇頁)

という各種の用例が見られるのである。

そこで次に、これら各種の「逆罪」といわれるものについて、具体的に考察を進めてみたい。

最初に①の「五逆罪」は、「逆罪」の典型とされ、仏道修行の上で聖道を妨げる行為とみなされるものである。聖人の遺文中においても「五逆」の用語、及びその範疇の事柄に閑説される箇所は随所に見られ、殊に真蹟現存・曾存遺文に限ってみても、六十余箇所を数えるのである。

まず、五逆罪の内容には数種の説があり、それらは概ね小乗の五逆と大乘の五逆とに分別される(20)。ただし五逆罪の基本的な原型は、『俱舍論』に見られる「一者害母。二者害父。三者害阿羅漢。四者破和合僧。五者悪心出仏身血」(21)という五つの内容であったと考えられる。そして聖人も『顯謗法抄』に「五逆罪申は一殺父、二殺母、三殺阿羅漢、四出仏身血、五破和合僧なり」(二五四頁)と述べられるように、原則的にはこの説に基づ

いておられたことが知られる。ところが聖人は、滅後末法の世には現実的な問題としてこれらの五逆罪を犯すこととはなくなり、犯すとすれば、それは「相似の五逆罪」であるといわれる。すなわち「木画の仏像・堂塔等をやき、かの仏像等の寄進の所をうばいとり、率兜婆等をきりやき、智人を殺しなどするもの多し」（二五四頁）という現実の状況は、まさしく「相似の五逆罪」に相当するといわれるのである。

なお、この「相似の五逆罪」に關説する遺文としては『南条兵衛七郎殿御書』（三二二頁）及び『法門可被申様之事』（四四六頁）等が挙げられるが、「相似の五逆罪」の内容について具体的に述べられるのは、『顯謗法抄』の叙述が唯一の例といえる。

そこで、次に問題となるのは、このような「相似の五逆罪」という特徴的な考え方が、いかなる経論釈の説示に基づくものであるかということであろう。この問題については、『録内扶老』（八一—四八）に次のような記述が見られる。

木画像等焼寄進物奪十六別処入事、往生要集一見、但率都婆ヲ焼智人ヲ殺等往生現文未見。正法念經、本文有之歟可考也。

そこで『扶老』が指摘している『正法念經』(28)を見ると、阿鼻地獄の十六別処に墮する業因としてさまざまな行為が挙げられているのであるが、しかし直接的に「率兜婆等をきりやき、智人を殺す」という行為に該当する記述は見られないのである。ところで、五逆罪を記している『俱舍論』では、「五無間同類業」(29)ということが説かれており、その第三には「有学聖者」を殺すこと、第五には「破壊窠堵婆」という行為が挙げられていることを知る。したがって、おそらく聖人はこれらの諸説を存知の上で、特に末法の現実の様相に即して「相似の五逆罪」ということを述べられたものと推測できるのである。

次に(30)の「三逆罪」とは、(31)の「五逆罪」の中の三者を指すのであるが、その内容は必ずしも一定でない。たとえば、『大般涅槃經』梵行品では三逆罪の規定に二種の例が見られ、一には阿逸多の殺父・殺母・殺阿羅漢を指し(32)、二には提婆達多の「破壊衆僧、出仏身血、害蓮華花比丘尼」(33)を挙げて、それぞれ「三逆罪」と称している。さらに天台の『法華文句』には「殺父母破僧是三逆罪」(34)とする例も見られる。つまり三逆とは、五逆の中の三者を指し、実際にその行為を犯した者に対

する規定として「三逆罪」ということが言われるのである。

聖人遺文における三逆罪に関する記述は、『法華題目抄』(三九七頁)、『祈禱抄』(六七五頁)、『法蓮抄』(九三六頁)、『千日尼御返事』(一七六〇頁)等に見られ、主として提婆達多による破和合僧、殺阿羅漢、出仏身血を「三逆」の行為とされている。なお『光日房御書』(一一五九頁)には、阿逸多の殺父・殺母・殺阿羅漢の三者を挙げる一例も見られる。

そして、聖人の「三逆罪」に関する説示の中で最も特徴的なのは、『一谷入道御書』において、釈迦仏と法華経を捨てて阿弥陀仏に帰することは最大の不孝であるとして、「日本国皆こぞりて一人もなく三逆罪のもの也」(九九三頁)と述べられたことである。すなわちここでは「三逆罪」という語が、出世間的次元における不孝の行為を指して、きわめて象徴的に用いられているのである。

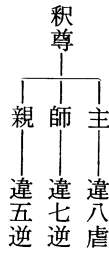
次に㉔の「七逆罪」とは、「七遮罪」とも称され、『梵網経』に「七逆者、出仏身血、殺父、殺母、殺和上、殺阿闍梨、破羯磨転法輪僧、殺聖人」(分)と説かれており、このうちの一つでも犯すと菩薩戒を受けさせないとする

ものである。

そして聖人遺文の中で「七逆」に関連される例を次に挙げれば、『守護国家論』では、法華経と爾前諸経との優劣を論ずる中で、爾前の大乗経典においては七逆の者に受戒を許さないのに対し、法華経・涅槃経では「非^ニ唯^ニ撰^{スル}三^ニ五^ニ逆^ト・七^ニ逆^ト・謗^ス法^者・亦^撰撰^ス定^性・無^性性」(二〇九頁)と説示されている。また『開目抄』においても同様に法華経の超勝性を説示する文脈の中で「一切五逆・七逆・謗法・闍提、天王如来にあらはれ了^ス」(五八九頁)と説かれている。そして『下山御消息』では「常には五逆七逆の罪人こそ阿鼻地獄とは定^テ候に、さにては候はず」(一三三六頁)と述べられ、特にここでは謗法の罪を強調するための前提として置かれている。このように遺文中の用例では「七逆」の具体的内容には触れられず、主として法華経の超勝性を説く文脈中、あるいは謗法罪との対比の中で「七逆」の語が出ていることを知るのである。

㉕の「八逆罪」という用語は、管見の限り経論釈の原典には見当たらない。そして聖人遺文の中でも『念仏無間地獄抄』に「八逆罪の凶徒」(三五頁)と出るのが唯一の例である。ただし遺文中には「八虐」という用語が

見られ、『兄弟抄』には「謀反八虐の失」(九二二頁)と出る。そして特徴的な用例としては、『頼基陳状』の「五逆七逆八虐罪」(一三五七頁)及び『一代五時鶏圖』の



(二三三八・九頁より抄出)

という説示が挙げられる。つまり「八虐」という語は、聖人遺文においては「五逆」「七逆」とともに並記される場合があり、殊には右の図のように積尊の主師親三徳中の「主」徳に違背する行為として配されており、このことから「八虐」とは、聖人にとって相当に重要な用語、あるいは觀念であったのではないかと思われるのである。

そこで次に問題となるのが「八虐(逆)」の具体的内容である。この問題については、まず先師の指南を求めると、日重の『見聞愚案記』(四一三六)には「八逆罪本説未知」(8)と述べられ、これに対して日遠が「遠私云、八逆事禁中令出之。彼作_レ虐々逆也悪也、故通_レ見タル。一謀反、二謀大逆、三謀叛、四悪逆、五不道、六大

不致₍₉₎、七不老₍₁₀₎、八不義也」(8)と註している。そこで今、改めて「八虐」の原典となる文献を求めると、奈良・平安期における基本法典であった『律』の中に「八虐」の語とその具体的内容とを見出すことができるのである。その内容を列挙すれば、「一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰悪逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不義」(30)というものであり、原文には各項目ごとにさらに解説が加えられている。今ここではそれらについて詳細に検討をおこなう余裕はないが、少なくとも聖人在世の鎌倉時代においても「八虐」ということが通念として残っていたことは確かであろう。そして特に主従関係を重視する武家社会においては、たとえば『平家物語』に「謀叛八逆の輩」(31)と出るように、「八虐(逆)」とは、謀叛ということと同義的に使われていたようである。つまり、このような社会的通念というものを考え合わせて、改めて遺文の説示に接すると、「八虐」という語をもって主師親三徳の「主」に配された聖人の意図が理解されるであろう。そしてさらには、聖人が積尊の主師親三徳について、より実感的な通念をもって認識し、説明されていたということも推察できるのである。

最後に⑩の「二十逆罪」という用語も、経論釈中には

原典を求めることができない。ただ、遺文に見られる「二十逆罪」の「二十」という数は、『念仏無間地獄抄』(三四く五頁)の文脈によれば、「五逆」と「七逆」と「八逆(虐)」の総和であったと理解できる。そして「八逆」とは今述べたように我が国の『律』の規定に基づく通念であるから、この三者の総和である限り、「二十」という数の発想は我が国でのみ成り立つものであると考えられる。

なお、聖人遺文の中でも「二十逆罪」が用語として見られるのは、わずかに『念仏無間地獄抄』(三五頁)、『其中衆生御書』(七九五頁)、『法華大綱抄』(二〇五〇頁)の三例を数えるのみであり、しかもいずれの遺文も文献的に確実なものではないのである。したがってこの用語が、はたして聖人独自のものであるのか否か、等の問題についても、さらに検討を加える必要があることを指摘しておきたい。

四 小 結

以上、小稿では日蓮聖人における「罪」の問題を探究する一断面として、まず遺文に見られる「罪」の用語の抽出と整理を試み、続いてその中から各種の「逆罪」と

称される用語について少しく考察を進めてきた。

聖人における宗教的な罪が「誹法」に集約されるということは、既に先学によって指摘され、また小稿の冒頭でも述べた通りである。ところで一方、誹法の罪から視点を転じて、「逆罪」ということに着目してくると、誹法の罪を中心とした考察では見い出せなかった新たな広がりをもつ視野が出てくるのである。つまり、いわゆる机上の罪悪感とも見られる傾向のあった「誹法罪」と比べて、聖人における「逆罪」というものは、『一代五時鷄図』(二三三八く九頁)の中で釈尊の主師親三徳に配当して図示、説明されたように、聖人御自身においても、また弟子・檀越・信徒にとっても、より実感的な「罪」として受けとめられていたのではないかと考えられるのである。

聖人が「誹法罪」の恐ろしさを強調される場合、しばしば「五逆罪」等との比較によって説示されたのは、このようなより実感的な「逆罪」を基準として「誹法罪」の重大さを説明し、位置づけようとしたからではなからうか。というのも「誹法罪」が教主釈尊に対する不随順及び不孝ということを本質的な問題とするのと同様に「逆罪」もまた究極的には釈尊に対する違背という問題

に集約されるからである。つまりここに、聖人が「謗法罪」に関する叙述ばかりでなく、しばしば各種の「逆罪」について言及された意図というものを見出すことができるのである。

なお、本文中では「相似の五逆罪」及び「八虐」等の問題について若干の考察を試みたが、これらは問題提起という形で概略的に述べたのにすぎない。また、「五逆」の出典を挙げる中（註19）で、「五逆謗法」「十悪五逆」等と連記されるものが多いことを指摘したが、これらが各文脈の上でどのような意味をもつかという問題には触れることができなかった。よってこれらの種々の点、今後の課題としたい。

註文中引用の日蓮聖人遺文は、すべて『昭和定本日蓮聖人遺文』に拠り、（ ）内にその頁数を示した。

- (1) 『立正安国論』(二二三頁)
- (2) 『報恩抄』(二二四八頁)
- (3) 家永三郎『中世仏教思想史研究』一〇三頁
- (4) 茂田井教亨「日蓮聖人に於ける『謗法』ということについて」(『観心本尊抄研究序説』附録論文)、渡辺宝陽「聖人教学における謗法の意義」(『日蓮宗信行論の研究』第

一章第二節)

- (5) 東京大学出版会『宗教学辞典』五五六頁
- (6) 同右、五五九頁
- (7) 中村元『東洋人の思维方法』第二部二〇九～二一〇頁
- (8) 『守護国家論』(一〇五頁、原漢文)、『災難興起由来』(二六一頁、原漢文)、『顕謗法抄』(二五五頁)、『善無畏抄』(四一三頁)、『神国王御書』(八八八頁)等に出る。
- (9) 『下山御消息』(一三四一頁)
- (10) 『守護国家論』(一〇五頁)
- (11) 『顕謗法抄』(二五一頁)
- (12) 『顕謗法抄』(二六〇頁)、『南条兵衛七郎殿御書』(三二二頁)、『開目抄』(五五六頁)、『小乘大乘分別抄』(七七七頁)等に出る。
- (13) 『善無畏抄』(四〇九頁)
- (14) 中村元『仏教語大辞典』二二五頁
- (15) 『瑞相御書』(八七五頁)、『法蓮抄』(九五六頁)等に出る。
- (16) 『大学三郎殿御書』(一〇八二頁)
- (17) 『一谷入道御書』(九九三頁)
- (18) 出典は主なもの限り、（ ）内に『昭和定本日蓮聖人遺文』の頁数を示した。
- (19) なお「五逆」については次のように他の罪と連記される

場合が多い。たとえば「十惡五逆」(一六六、三三八、四一三、九二二、一一三〇、一五二九、二五〇三頁)、「五逆誑法」(二六六、五八九、六〇四、九〇三、一一一八、一二四一頁)、「四重五逆」(一〇九、一一五頁)、「五逆七逆誑法」(一〇九、五八九頁)、「五逆誑法一闡提」(一二五頁)等の例がよく見られる。

- (20) 『仏教学辞典』(法蔵館)一二四頁参照。なお大乘の五逆といわれるものについては、『金光明最勝王經疏』卷三末に「依大乘所說五逆、非三乘通說。言五逆者、準薩遮尼乾子經。一不得破塔壞寺梵燒經藏及用盜三寶財物。二謗三乘法言非聖教、障礙留難隱弊覆藏。三於一切出家人所若有戒無戒持戒破戒打罵訶嘖。說過禁閉還俗驅使責調斷命。四不得殺父母出佻身血破和合僧殺阿羅漢。五不得謗無因果長夜常行十不善業」(『大正新脩大藏經』以下『正藏』)と略記(三九卷二三七頁上)とあり、この外、『法華玄贊』(『正藏』三四卷七〇八頁下〜七〇九頁上)等に見られる。これらはいずれも『大薩遮尼乾子所說經』卷五(『正藏』九卷三三六頁中)の所説に基づいている。

- (21) 『正藏』二九卷九二頁中
 (22) 『正藏』一七卷八三頁上〜八九頁下
 (23) 『正藏』二九卷九四頁中
 (24) 『正藏』一二卷四七九頁上
 (25) 『正藏』一二卷四七九頁中

(26) 『正藏』三四卷一四七頁上

(27) 『正藏』二四卷一〇〇八頁下

(28) 『日重上人集』第一卷一七一頁

(29) 同右

(30) 井上光貞他校注『律令―日本思想大系第三』一六〜一八

頁

(31) 高木市之助他校注『平家物語上―日本古典文学大系第三

二』三〇〇頁